

共同入札の手続き

1 共同入札とは

共同入札とは、一つの売却物件を複数の方が、共有する目的で入札することです。

2 共同入札を行うには

共同入札の場合は、1 名代表者を決めていただき、参加申込手続きおよび入札手続きは、その代表者の方が行うことになり、インターネット公有財産売却のサイト上で参加仮申し込み入力を行う場合も代表者の方のログイン ID で行うことになります。

本申し込み時にご提出いただく「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金還付請求書兼口座振替依頼書」の申込者欄は共同入札代表者の氏名、住所等必要事項を記載し、「共同入札者」の欄は、「あり」を丸で囲んでください。また添付書類(住民票)は共同入札者全員分が必要です。

申込書とは別に「共同入札申出書兼持分内訳書」の提出が必要です。記載例を参考に記載してください。共同入札者全員の記名・押印(実印)が必要です。

「誓約書兼市税納付状況確認同意書」も共同入札者全員分提出が必要です。

以上の書類を整えて仙台市に郵送してください。

入札手続きは全て共同入札代表者の名前でを行うことになります。また落札された場合は「共同入札申出書兼持分内訳書」に記載された持分で契約することになります。

共同入札に必要な書類の提出期限は、入札開始日の 2 開庁日前まで(必着)。[遅れた場合や不足等があった場合は入札参加資格がないものとします。]